

東京穀物商品取引所の農産物市場移管等に伴う主務省への届出について

農林水産省食料産業局商品取引グループ
経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課

2月8日に東京穀物商品取引所が農産物市場及び砂糖市場の取引を休止し、東京商品取引所が農産物・砂糖市場を開設する予定になっていますが、これに伴う主務省への届出は下記のとおりとなりますので、念のためお知らせいたします。

記

【届出が不要な部分】

参考様式20 商品市場における取引等の受託に係る商品市場等の変更届出書

東京穀物商品取引所の市場休止部分について、市場休止に伴う廃止をする場合は、改めての届出は必要ありません。

また、単なる取引所の名称変更（「東京工業品取引所」→「東京商品取引所」、「関西商品取引所」→「大阪堂島商品取引所」）に伴う部分については、改めての届出は必要ありません。

【届出が必要な部分】

参考様式20 商品市場における取引等の受託に係る商品市場等の変更届出書

今般の市場開設に伴い東京商品取引所（2月12日までは東京工業品取引所。）の農産物・砂糖市場に参加する場合又は大阪堂島商品取引所の農産物市場に新たに参加する場合は、取引開始から2週間以内に届出が必要です。

参考様式30 取引の種類等の変更届出書

取引の種類又は取引の対象商品（取り扱う市場は関係ありません。）の追加又は廃止の変更がある場合は、変更してから2週間以内に届出が必要です。（ただし、今後の取引について現在検討中のものは、廃止の届出を現在出す必要はありません。）

届出の理由については、廃止する場合は「東京穀物商品取引所が取引を休止したため」として下さい。追加する場合は、「東京商品取引所が市場を新設したため」又は「大阪堂島商品取引所で取引を開始するため」として下さい。

ご不明な点がございましたら、下記へ問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

農林水産省食料産業局商品取引グループ業務監督班

TEL：03-3502-5754

経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ商取引監督課

TEL：03-3501-5895